

「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）」及び「運航管理施設等の検査要領」の一部改正案について

1. 背景

国土交通省では、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 100 条第 1 項及び航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 210 条の規定による航空運送事業の許可、法第 123 条第 1 項及び規則第 227 条の規定による航空機使用事業の許可、法第 109 条第 1 項及び規則第 220 条の規定による航空運送事業の事業計画の変更の認可並びに法第 124 条において準用する法第 109 条第 1 項及び規則第 229 条において準用する規則第 220 条の規定による航空機使用事業の事業計画の変更の認可に係る申請について、航空運送事業又は航空機使用事業の安全な実施の実現性を確保する観点から審査を行うための要領を「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）」に定めている。

また、法第 102 条第 1 項並びに規則第 211 条及び第 212 条の規定による航空運送事業の用に供する運航管理施設等の検査並びに法第 124 条において準用する法第 102 条第 1 項並びに規則第 229 条において準用する規則第 211 条及び第 212 条の規定による航空機使用事業の用に供する運航管理施設等の検査に係る要領を、「運航管理施設等の検査要領」に定めている。

今般、事業許可から運航開始までの手続を円滑に進める必要があることから、事業の許可等を申請する者の事業計画の実現性を確保するため、「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）」及び「運航管理施設等の検査要領」について所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）

航空運送事業又は航空機使用事業の許可を受けようとする場合の審査基準について、各組織の人員の雇用及び訓練、航空従事者の技能証明等の取得、各施設の確保、設備の配備並びに使用航空機の入手等について、見込みやスケジュールが適切であることを求めているところ、これらを実施済みであることを求めることとする。

（2）運航管理施設等の検査要領

（1）の運航管理施設等に係る審査基準への適合状況を確認する観点から、運航管理施設等について、本邦航空運送事業者等に係る法第 102 条第 1 項の検査に先立って、あらかじめ確認を行うこととする。

3. スケジュール（予定）

公布・施行：令和 7 年 6 月